

第5章 子ども・子育て支援の特定施策

1. 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の利用

(1) 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

・市ホームページ、LINE 等による情報提供

市ホームページ、子育てガイドブック等による教育・保育の情報提供により、妊婦や子育て中の保護者が必要な情報を知ることができる環境を整備します。

また、従来までの情報発信手段に加え、LINE（ライン）を活用した市の子育て情報の配信を行い、新たな情報入手手段としてタイムリーな情報配信を行います。

・地域子育て支援拠点での情報提供や相談支援

市内3か所の地域子育て支援拠点により、教育・保育の利用に関し、情報提供を行うとともに、保護者からの相談への対応を引き続き行います。

・利用者支援事業による相談支援体制の充実

子ども・子育て支援新制度施行時から実施している子育て家庭からの日常的な相談及び、子育て支援事業等の情報の収集・提供等を行う『利用者支援事業基本型』に加え、令和2年度より新たに保健師等の専門職による、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談支援等を行う嘉麻市子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型）を開設します。

既存の子育て支援センターと新たに開設する子育て世代包括支援センターが連携しながら、教育・保育のための施設や地域の子育て支援の事業等に関する情報提供、子どもや保護者から相談に応じる仕組みづくりを進めます。

(2) 特定教育・保育施設等の受入体制の確保

保育所（園）への入所理由として、保護者の就労が大きな割合を占めていますが、本市の現状として0歳から入所を希望される世帯が増加の傾向にあります。また、全国的にも、育児休業満了時に入所を希望する保護者が多くなっており、入所をしたくても入所ができない待機児童問題が発生しています。保育所（園）入所のために育児休業を途中で切り上げるなど、入所時期を調整する状況も見受けられることから、本市では安心して入所できるよう待機児童解消対策事業を創設し、円滑に保育所（園）利用ができるよう環境整備に努めます。

2. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携

(1) 児童虐待防止対策

1) 乳幼児虐待の早期発見と予防

- 児童虐待の早期発見のため、幼稚園・保育所（園）における日常保育を通して、子ども達の変化に注意を払うとともに、乳幼児健診や新生児訪問等の機会を活用し、子どもの発育・発達と親子関係等を見守りながら、育児支援及び児童虐待の早期発見につなげます。
- 今後も、幼稚園教諭や保育士、保健師を中心に、関係機関との連携を図り、虐待のきっかけとなる子育てのあらゆる場面における保護者の悩みや不安を育児相談、発達相談、個人懇談等を通じて、精神的な問題や生活上のストレス等を抱える保護者の早期発見に努め、乳幼児虐待の予防を図ります。

2) 訪問事業による相談支援の充実

- 乳児のいる家庭に対し、保健師や助産師等による訪問を行い、子育て支援に関する必要な情報提供と様々な育児相談に応じながら、必要な保健指導を行います。（乳児家庭全戸訪問事業）
- 子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を対象に訪問を行い、養育に関する助言等を行います。（養育支援訪問事業）
- 上記訪問事業を継続して実施するとともに、関係機関の連携強化、対象家庭の把握のための様々な機関との幅広い連携を行うことにより、相談支援の充実を図ります。

3) 関係機関との連携

- 要保護児童等の早期発見、適切な保護を図るため、嘉麻市要保護児童対策地域協議会を設置し、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。
- 児童虐待等に関する諸問題の早期発見及び早期解決を円滑にするため、実務者会議等を適宜開催し、情報共有と具体的な支援方法の検討を行います。また、要保護児童等に対する多方面からの効果的な支援を継続するため、関係機関同士の連携を強化します。

第5章 子ども・子育て支援の特定施策

- ・本市だけでの対応が困難と判断されるケースでは、児童相談所等、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行い、支援体制の充実を図ります。
- ・児童の保護者が疾病や仕事などの理由で、一時的に児童を養育することが困難になった場合、就学前児童を対象に宿泊を伴う『ショートステイ』、平日の夜間や休日等にお預かりする『トワイライトステイ』など、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携を図りながら、必要な支援を実施します。

(2) ひとり親家庭の自立支援

本市では、対象家庭の生活の安定と自立への促進及び福祉の増進に資するため、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給など、様々な経済的支援や相談体制の充実、就労促進のための事業を実施します。

・自立支援教育訓練給付金事業

就業に繋がる能力開発のため、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講する母子家庭の母親、父子家庭の父親に対し、受講料の一部を助成します。

・高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母親・父子家庭の父親が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のため、一定期間給付金を支給します。

・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

母子家庭の母親・父子家庭の父親がより良い条件での就業や転職へ繋げるために、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、合格のための講座を受け、これを修了した時、認定試験に合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。

・母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立を促進するために、母子・父子自立支援員が個々の受給者の状況及びニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して一人ひとりに合った仕事探しから就職までのサポートを行います。

・母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦の方々の生活の安定と、その子どもの福祉の増進を図るため、修学・修業・転宅資金等の資金の貸付について、情報提供や相談受付、事務手続きを行います。

(3) 障がいのある子ども等に対する施策の充実

1) 乳幼児健診による疾病等の早期発見と受診率の向上

- 乳幼児健診により、発育・発達の遅れを早期に発見し、専門機関につないだり、療育訓練を紹介する等、必要な指導・助言を行います。また、乳幼児期に必要な栄養についての栄養士による個別指導や、子どもの事故防止について、パンフレット等の配布を行い、普及啓発を図ります。
- 今後も、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等を推進します。また、未受診者の中には、養育能力や生活環境等の問題を抱えるケースが多いため、関係機関と連携を図りながら受診率の向上に努め、発達の遅れなどの早期発見・早期対応につなげます。

2) 障がいのある子ども等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実

- 乳幼児健診等により、発達面で支援が必要であるとされた子どもに対し、療育訓練を行っています。（運動、言語、心理の専門職による個別の相談のほか、作業療法士による小集団療育も実施し、充実を図っています。）また、精神又は身体に障がいがある20歳未満の児童の養育者に対して、特別児童扶養手当の支給を行っています。（市は受付事務を行い、認定・支給は県が行います。）
- 療育訓練においては、今後も関係機関と連携し早期対応、早期支援に努めるとともに、特別児童扶養手当においては、制度や支給手続きなどについて十分な情報提供を行います。

3) 幼稚園・保育所（園）・学童保育所における受け入れ体制の充実

- 障がいのある子ども等についても、幼稚園や保育所（園）、学童保育所への受け入れを行っています。今後も、研修などを行い職員の資質向上に努め、安心して利用できるよう受け入れ体制の充実を図ります。
- また、障がいのある子ども等の保育事業を円滑に実施するため、障がいのある子ども等の受け入れを行う保育所（園）に対し、必要な保育士の加配を行っています。今後も引き続き、これらの取組により、障がいのある子ども等の保育活動の充実と児童福祉の増進を図ります。

4) 障がいのある子ども等の自立、社会参加のための必要な力を培うための取組

- 幼稚園や保育所（園）、学童保育所において、障がいのあるまたは可能性がある子どもに対して、専門的な知識を有する、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職が巡回し、一人ひとりに寄り添った支援及び相談対応を行っています。
また、専門職による子どもたちにあった支援方法の助言などにより、職員の知識向上や適切な支援など資質の向上を図り、保護者の相談対応も行っています。
- 今後も巡回相談を実施し、特に近年増加傾向にある発達障がいを含む障がいのある子ども等の発達に向けた支援の充実に取り組めます。



3. 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備施策との連携

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し

- 全国的な傾向として、「女性活躍推進」や「働き方改革」などをキーワードに、多くの企業や団体が制度や仕組みを整え、女性が働きやすい職場づくりに取り組むようになりました。しかし、「女性活躍」の実現に向けて必要なのは、女性だけに焦点を当ててではなく、社会全体の長時間労働を改善し、男女共に働きやすい環境を作ることが必要です。男女を問わず、「長時間労働の是正」、「正規・非正規の不合理な処遇差の解消」、「多様な働き方の実現」に向けた労働環境の整備が進むよう、事業者に対する法令の遵守及び周知の徹底などが求められています。
- 男女共同参画社会の実現のための取組の一つとして、フレックスタイム制や短時間勤務、育児休業、ワーク・ライフ・バランスなど、事業主や労働者に対する意識啓発を行います。
- 「嘉麻市男女共同参画社会基本計画」に基づき、一人ひとりの働く意思を尊重し、男女がともに働き続けることができる職場環境の整備のため、広報誌やホームページにおける情報提供をはじめ、商工会議所及び商工会等を通じて事業所へ男女共同参画の視点に立った意識啓発を働きかけます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 仕事と子育ての両立は、働く保護者にとって大きな問題であることから、通常保育事業や学童保育所（放課後児童健全育成事業）をはじめ、病後児保育事業や各種特別保育事業など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。



4. 子どもの心身の健やかな成長を支えるための取組

(1) 食育の推進

- 本市では、乳幼児期の食育の推進として、幼稚園や保育所（園）において、おやつ作りや園庭などにおける野菜作りの体験などの取組を行い、また、保護者に対する園だよりや給食だより、保健だよりを通じて、食や健康に関する啓発を行っています。引き続きこれらの取組による「食育」の推進を図ります。

(2) 児童体力等向上事業

- 近年、子どもの体力低下、学力低下、情緒的問題、コミュニケーション問題などが、全国的に深刻な問題となっています。本市では、このような子どもを取り巻く問題を解決しようと、平成 23 年度から市内の全公立保育所においてコーディネーショントレーニング*による児童体力等向上事業を実施しています。また、この取組は市内の私立幼稚園や私立保育園、小学校においても取り入れられるなど、市内での取組が進んでいます。
- この取組により、「教えていないのに、いつの間にかクラスの半数以上の子どもが逆上がりが出来ている。」「ケガをする子どもが圧倒的に減った。」「落ち着いて話が聞けるようになった。」「運動だけでなく何事にも積極的に取組むようになった。」など、「体力・運動能力の向上」のみならず、「考える力」「コミュニケーション能力」「情緒面」など、子どもたちに大きな変化が現れています。本市では、今後も引き続きコーディネーショントレーニング*による児童体力等向上事業を実施し、児童体力等の向上とともに、子どもたちの資質・能力を育む取組を進めます。



※徳島大学 荒木秀夫名誉教授が提唱する、特定の能力を特化させるのではなく、能力の組み合わせによって全体的に能力を向上させるという『コーディネーション理論』により、運動による神経刺激と脳の関係に基づいたプログラムで、1つ1つの簡単な動きを組み合わせることにより、大きな力を発揮するトレーニングです。一般的にスポーツや運動に関して、運動の技術・技能の獲得を目的としたものを「コーディネーショントレーニング」と呼ぶ場合が多いが、独自のトレーニングとしての学術的意味で「コーディネーショントレーニング」という用語を用いています。